

第6期舞鶴市障害福祉計画  
第2期舞鶴市障害児福祉計画

令和3年3月  
舞鶴市



## はじめに

本市では、平成27年3月に「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる、自立と共生社会の実現」を基本理念とする「新しい舞鶴市障害者計画」（平成27年度～令和5年度）を策定しました。

また、この計画を具現化するための実施計画である舞鶴市障害福祉計画については、平成30年4月の児童福祉法の改正に伴い、舞鶴市障害児福祉計画と一体のものとして「第5期舞鶴市障害福祉計画・第1期舞鶴市障害児福祉計画」を策定し、以来、障害のある人が必要な支援を受けながら、自己決定に基づき社会参画できる仕組みや、地域の中でともに自立し支え合う社会の実現を目指し、就労支援や生活支援をはじめとする多様な分野において、総合的かつ計画的な障害福祉施策を推進してきました。

この度、策定しました「第6期舞鶴市障害福祉計画・第2期舞鶴市障害児福祉計画」においては、これまでの取り組みを踏まえ、見直しを図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点に立ち、障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等について、令和3年度から令和5年度までの3年間で必要とされるサービス量を推計し、そのニーズを満たすための方策や地域生活支援事業の提供体制等を定めています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、私たちは、これまでの当たり前が当たり前でできなくなるということ、身をもって実感しているところでありますが、距離を保つことが強いられる中で、豊かな自然や歴史文化に囲まれた地方の魅力や、地域の支えあい、人と人とのつながりの大切さにも気づかされたところであります。

市といたしましては、今後とも、関係機関・団体、地域、そして、ご家族等との連携のもと、本市の目指す「すべての人に健康と福祉を」という目標に沿った障害福祉施策を展開し、本計画の着実な実施に努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あとになりましたが、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました「舞鶴市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見を頂戴しました市民の皆様、並びに関係者の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

舞鶴市長

多々見良三

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定に当たって</b>	<b>1</b>
	1. 計画策定の背景・趣旨	
	2. 計画の位置付け	
	3. 計画期間	
	4. 本市における障害児者施策の考え方	
<b>第2章</b>	<b>舞鶴市の障害福祉を取り巻く状況</b>	<b>4</b>
	1. 障害者手帳所持者数の推移	
	2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の重点施策における 成果目標に対する進捗状況	
	3. 各種サービス等の現状と見込量	
	(1) 自立支援給付サービス	
	(2) 障害児サービス	
	(3) 地域生活支援事業	
<b>第3章</b>	<b>本市の課題と今後の施策の方向性</b>	<b>33</b>
	1. 障害者への支援	
	2. 障害児への支援	
<b>第4章</b>	<b>計画の具体的な目標</b>	<b>38</b>
	重点施策と成果目標	
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
	(5) 障害児支援の提供体制の強化・充実	
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	
	(7) 障害福祉サービス等の質の向上	
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>46</b>
<b>◎資料</b>		<b>47</b>